

No. 103

2 月

広報 がたの

市 の 人 口

(2月1日現在)

人 口	37,832人	出 生	106人
男	19,316人	死 亡	32人
女	18,516人	転 入	342人
世帯数	10,790	転 出	208人

昭和47年2月10日発行 交野市役所企画課 (92) 0121



(1月30日に行なわれた交野、四條畷合同短縮マラソン大会)

と
じ
て
保
存
し
ま
し
ょ
う

市役所 TEL(92-0121) 私部3054・福祉センター TEL(91-6241) 私部6241
 星田出張所 (91-2031) 星田4046・消防署 (91-2119) 私部3055
 水道事業所 (91-0016) 私市1160・天野川清掃工場 (91-0047) 郡津 781

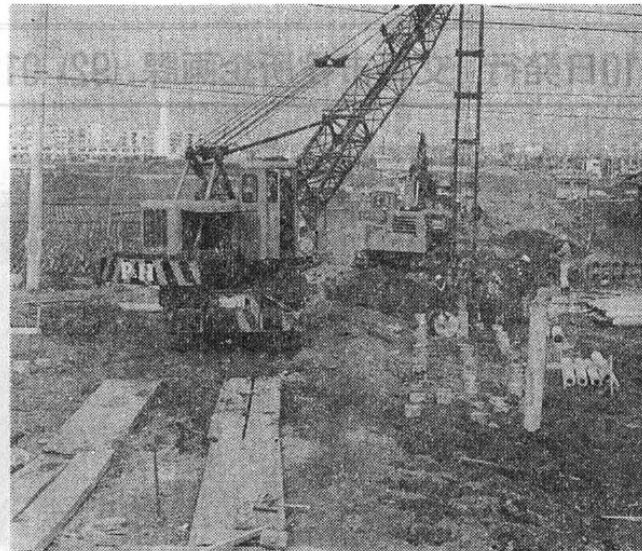
都市計画道路

私部西線工事に着工

四十五年度から五か年計画で事業化を推進していましたが、都市計画道路、私部西線の第一期工事の起工式が一月十七日に関係者を集め行なわれました。このほど工事に着工した区間は、大阪市営水道交差点から府道交野久御山線までの、三百六十メートルで幅員は、十四メートル（一部十八メートル）となっています。

また、この道路は、市道私部中央線との交差部は立体交差することになっています。

第一期の道路工事は、三月末までに完了する予定ですが工事着工に伴って、市道私部中央線が通行止めになり、迷惑をおかけします。



工事が始まった私部西線

成は昭和四十九年三月の予定

なお、第二期工事は四十七年度から始まり、府で施行中の交野中央線まで延長され、全線完了。

水洗便所改造に
融資制度

本市の下水道事業も着々と進み、市内全域が、あと数年で水洗便所可能となります。すでに、下水管が布設されている地区の家庭では、水洗便所が可能となっています。

また、今後下水管の布設が予定されている地区でも水洗便所に改造される場

合、改造費用の一部を融資する制度が出来ました。

市民のみなさん、気軽に利用ください。

◎水洗便所改造資金内容

※特定金融機関、大和銀行

枚方支店、市役所内大和銀行窓口

※融資する総予算額 三千

万円

※貸付限度額一世帯につき七万円。

※利率年六分

※償還方法は元利均当払い

アドオン方式

(融資額) 七万円×六分〇四十二百

円の二年分で八千四百円。

月返済額は、七万円十八

千四百円〇七万八千四百円

となり、七万八千四百円を

二十四か月で月三千二百六

十五円となります。

融資を受けようとする人

は、都市計画課まで問い合わせください。

下水道

郡津、私部排水区域拡張

本市全域の下水道化を進めている下水道事業も、幹線や枝管の布設工事も順調に進んでいます。

本市では、排水区域を広げ、より一層明るい清潔な文化生活を営んでもらおうと一月十日から二月末を完成

目標に、私部西崎中央線附近から現在工事中の私部西線までの布設工事を始めました。

布設管は、内径六百ミリ延長百九十四メートルで、一部京阪電気軌道を打ちぬくため、使用可能は、四十

交野駅前一号線
用地買収終る

京阪交野駅南踏み切りから府道交野枝方寝屋川線まで、延長約百メートル、幅員九メートル（歩道三メートル、車道六メートル）の交野駅前一号線が出来るとのことになりました。

なお、この新道のとりつ

ださい。

みなさんによって選ばれた木、花は、公共施設や空地、家庭に植え花を咲かせ、まちを緑でうずめたいと思っています。

なお、市の木、花を決めるためアンケートを実施していますが、実施要項、応募ハガキは、各家

に各一枚配布させていた

たいただきましたので、ご家族相談の上決めてくださ

い。

もし、届いていない場合は、市役所受付、星田出張所にも備えていますので、ご利用ください。

アンケート方法および

選定係

期間

一、方法

候補の木、花の中から最もふさわしいものを二品種別添ハガキの空欄に〇をつけ、投函ください。

※候補の木

櫻、楠、松、桜、しい。

※候補の花

ほぎ、菊、水仙、タンポポ、つつじ。

(これらの候補の木、花は、交野市の木、花選定委員会

で選定しました。)

二、応募資格

市内に在住する人。

三、応募締切

四十七年二月十五日。(別添ハガキは必ず二月十五日までに投函ください。)

四、問い合わせ

緑化推進室市の木、花

みなで選びましょう

市の木、花

近年、本市にも都市化の波が押し寄せ、田畑や山の緑が年々失われてきています。

私達の生活にうるおいと安らぎを与えてくれる緑が開発によって失なわれることは悲しいことです。

このようなことから、昨年十一月の新市誕生の記念事業の一つとして、市の木、花をみなさんの手によって決め、緑化に対しての関心を深めてもらい、緑の自然を守り、まちの緑化を進めることになりました。

財産や人命を一瞬にして奪う恐ろしい火事は、ほんのちよつとした不注意からおこります。

そのためには、家庭内の整理整頓をして火の取り扱いが粗雑にならないよう日常こころがけることです。

きれいな家庭からは、火事はおきにくいものです。

ヘヤースプレー、殺虫液

もし、火災が発生したら落ちついて、場所、目標を局番なしの一一九番へ通報してください。

最近、悪質な業者が粗悪な消化器を高く売りつけていますので、信用のある店でかきましょう。防火について相談がありましたら消防署へ問い合わせください。電話九一―二一九番

このほど、都市計画課に建築パトロール車が、新しく購入されました。本市も近年急激な都市化の波によって、宅地造成や家屋の新築が目立って増加し、昨年一年間で約千戸も建物

が建てられました。そこでパトロール車によって、市内を巡回し宅地造成や建築についての苦情処理に役立てるほか、無秩序な市街地の防止につとめることになりました。

(建築現場を見まわるパトロール車)



認められ「家」の生活には画期的な進歩が訪れ、また、経済成長は多くの変化を与え、人口の都市集中化を生みだし、核家族の傾向が現れました。

(家庭教育學級)

(倉治分団)、中周三外四名(郡津分団)、田中利夫外十名(星田分団)、辻勇外六名(私市分団)、伊

家廷

いそがしい家事に一段落がつき、お茶を入れるお母さん。疲れて帰り、子どもの中からテレビを見るおとうさん。

こうした情景は、どの家庭でもみられます。しかし、家庭を休養安息の場と考えるだけでは、明日の家庭をよりよいものにすることはできません。

また、最近の急速的な社会進歩は、人々の考えや生活態度を変え、地域や職場での人間関係を遠ざけるには、人間らしさそのものまで奪われそうな状態です。人々の多くは、そのわずらわしさから家庭に逃げ込み、外に背を向けてしまいがちになります。

しかし、それでは、明日の社会をよりよいものにするとはできません。人生は、大きな建設事業にもたとえられ、家庭も社会も、毎日の努力の積み重ねでよくなります。

また、家庭、社会をよくしていくのは、我々自身であり、我々をとりまく人々も舞台に立っていることを忘れてはいけません。

(4) 家庭とは

私たちの祖先は、この豊かな国土の上に、住みつき農耕でくらしを営んできました。また、日本の古い習慣で男子が家を継ぐという仕組みが、最近まで残っていました。ところが、世界大戦を機に、男女の同権が

庭はベツトにすぎないと言われるほどに変化し、むしろに變化しようとした。しかし、社会がどのようになつたか、家族の構成が變化しようとも、愛情と休養という、人間の私生活に不可欠なものは變化しないものです。

長い歴史の中で、個々の家庭の親たちは、社会の變化に対応し、努力の積み重ねによつて、人類の進歩を上げてきたといつても過言ではないでしょう。

家庭は身体のみかであるだけでなく、心の大切なすみかであり、教育の場としての機能が最もよく果されるためにも、家庭の人間関係の重要性を再確認する必要があるでしょう。

交野市 消防署、
消防団合
同の出初
式が、一
月九日、
午前九時
から郡津
小学校校
庭で行な
われまし
た。

表彰を受けた人は次
のとおりです。

特別功労章
山口甫夫、中西益治郎。

優良分団
表彰

倉治分団
森分団。

永年勤続

大門至、

小川善一郎

大明菱、森

青次、大天

清沙、大角、
龜島、

陸男 奥角

義治 三

十年以上

永年勤続

團員感謝狀

山口甫夫

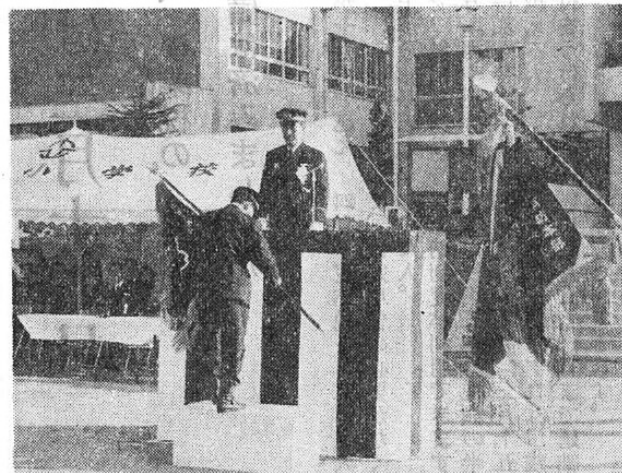
(本部)、中

野敢男六

名（私部分）

名（和音分）

中西



税の申告期限は三月十五日

所得税、住民税、事業税の

申告準備は済みましたか

毎年三月は、税の申告時期です。期限内に申告をせねばうっておくと、後から余分な税金を納めなければなりません。次に上げることに注意して申告をしてください。

所得 税

贈与 税

昭和四十六年分所得税の申告と納税及び、所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。

また、贈与税の申告と納税は二月一日から三月十五日まで、なお、所得税の確定申告をされる人は、事業税、住民税の申告も同時にすんだことになります。

確定申告が必要な人

。四十六年中の各種所得の合計から全ての所得控除額を差し引き、その全額を基として算出した税額が配当控除よりも多い人。

。四十六年中の給与の収入金額が五百万円を越えた人。
。一か所から給与を受けそ

の他の所得が十万円を越えた人。

。二か所以上から給与を受けている人で、従たる給与の金額と給与所得や退職所得以外の所得額を合計すると十万円を越える人。

◎税金の還付をうけられる人

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、還付をうけるための申告書を提出することが出来ます。

特に、次のような人は、税金が納めすぎになっていないかどうかを確かめてください。なお、税金の還付を受けられる人は、二月十五日以前でも、確定申告書を受け付けていますから、なるべく早く申告してください。

(一) 四十六年中の所得が少ない人で、利子所得や、配当所得、原稿料などがある人。
(二) 給与所得のある人で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除などを受けることができる人。

(三) 給与所得者で、四十六年中の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

(四) 予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。

延納制度が利用できます。所得税第三期分税額の半額以上を納期限(三月十五日)までに納付すれば、残額を五月三十一日まで延納することが出来ます。

延納期間中は、年七・三%(日歩二銭)の利子税がかかります。

申告についての相談は早い目に
税務署では、所得税や税額の計算方法などについていつでも相談に応じていますが、税の申告期間が近づくと窓口が混雑しますから早い目に相談して申告を済ませてください。

なお、相談日の通知を受けた人は、指定された日にお越しください。

確定申告書
確定申告書は、二月中旬に送付しております。未着の場合は、税務署へ問い合わせください。

納税証明書
納税証明書は、現在請求があればその都度発行してありますが、三月は事務が増え発行が遅れると予想されますので、三月中旬に証明書

が必要なのは、是非二月中旬に請求してください。なお、請求される時は、申告書(控)と領収書を持参ください。

◎税金を楽に納める
振替納税のすすめ
国税も預金口座からの振替納税ができます。

みなさんが預金されている金融機関へ預金の種類などを書いた「預金口座振替依頼書」と「納付書送付依頼書」を一度出していただくだけで指定された税金の納期に、預金口座から自動振替により、確実に納税ができます。

申込用紙は、税務署及び各金融機関に備えてあります。

住民税の申告と個人相談

住民 税

四十七年度市市民税の申告時期がきました。

市市民税は、前年中の所得に対して課税されますので、申告は次の手続きを参考に、洩れなく期限内に済ませてください。

故意に申告しなかったり期日に遅れた場合は後で余分な税金を課せられることになります。

申告用紙は、給与所得者で勤務先から給与支払報告書のでている人、所得税の確定申告用紙等を配布された人を除いて、本年一月一日現在で本市の住民で何らかの所得があると思われる人や四十六年度課税実績に基づいて配布しましたが、

次にあげる人で用紙の必要ない場合は、税務課まで申し出てください。

。確定申告が必要でなくなった人。

。四十六年中に勤務先を中途で退職し、その後引き続き就職しなかった人。(この場合、確定申告をすれば、源泉所得税が還付されることがあります。)

申告のときは、次の事項を記載しておいてください。

◎所得税の確定申告の場合
一、申告書の裏面「住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、事業専従者の各欄

住民税の申告受け付けは二月十六日から三月十五日まで、別表のとおり申告の個人相談もかねて行ないます。

なお、申告用紙を受け取った人で、所得のなかった人。給与所得者で毎年給与所得から住民税を天引きされ、引き続き同じ会社に勤

一、申告書の表面「所得から引かれる金額」の社会保険料控除から裏面の扶養控除の欄。

◎住民税の場合
一、申告書「住所、氏名、生年月日、職業、勤務先の名称、所在地、電話番号の欄。

なお、税額計算は、電子計算機です。申告書の緑印刷部分には記入しないよう注意してください。

月 日	時 間	場 所
2月16日 ～3月4日	9～4	市役所税務課 市民税係
3月6日 ～3月15日	9～4	福祉センター
なお、3月11日(土)3月12日(日)は午前9時から午後5時まで受け付けます。		
月 日	時 間	場 所
2月23日	9.30～12	寺 集 会 所
"	1.30～4	森 集 会 所
2月24, 25日	9.30～4	倉 治 公 民 館
2月26日	9.30～12	神宮寺集会所
2月28日	9.30～4	郡津公民館
2月29日 3月1日	"	私 市 会 館
3月2, 3日	"	星田出張所
3月4, 5日	"	交 野 会 館

一、〇〇〇の事業専従者。
一、〇〇〇会社勤務、勤務先入社年月日。

務している人は、空欄に次のことを記入ください。

一、所得なし、〇〇に扶養されている。
一、〇〇〇大学在学中、〇年卒業見込み。

一、〇〇〇の事業専従者。
一、〇〇〇会社勤務、勤務先入社年月日。

一、申告書「住所、氏名、生年月日、職業、勤務先の名称、所在地、電話番号の欄。

なお、税額計算は、電子計算機です。申告書の緑印刷部分には記入しないよう注意してください。

45年度会計決算認定される

さる一月二十日開かれた
第一回臨時市議会において
昭和四十五年度交野町歳入
歳出決算の認定を求めたところ
原案どおり可決承認さ

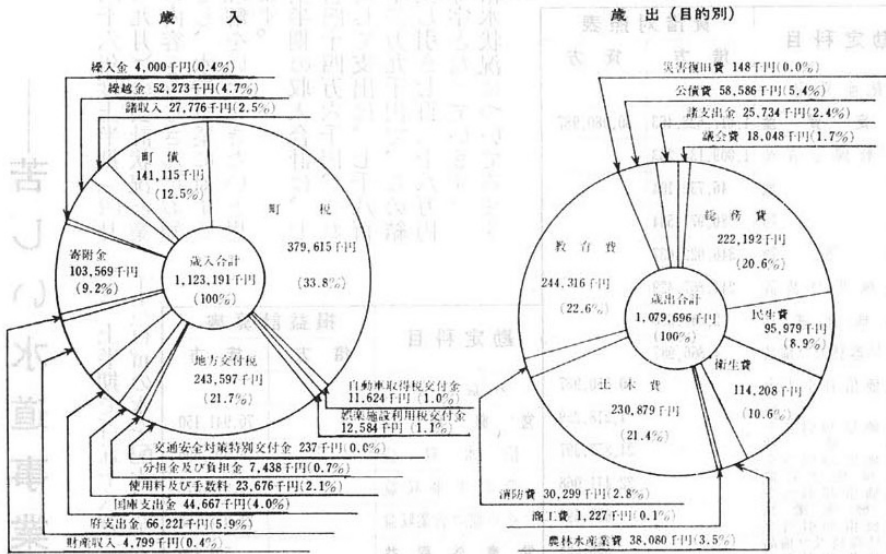
れました。

この決算は、一般会計、
特別会計をあわせて歳入十
二億八千二百二十二万一千
円、歳出十二億一千三百九

ますが、このうち六百六十

十一万五千
円で、差し
引き六千八
百三十万六
千円の黒字
となっています。
各会計別の決算は、別表
のとおりです。

一般会計決算状況



下水道事業特別会計決算状況

国民健康保険特別会計決算状況

交通傷害補償特別会計決算状況

科 目	歳入決算額	率(%)	科 目	歳入決算額	率(%)	科 目	歳入決算額	率(%)
1. 使用料及び手数料	8,505	15.0	1. 国民健康保険	32,602	31.4	1. 分担金及び金	782	59.3
2. 国庫支出金	15,000	26.4	2. 国庫支出金	57,876	55.7	2. 繰入金	37	2.8
3. 府支出金	3,750	6.6	3. 府支出金	1,517	1.5	3. 繰越金	44	3.3
4. 寄附金	3,000	5.3	4. 繰入金	3,000	2.9	4. 諸収入	456	34.6
5. 繰越金	4,037	7.1	5. 繰越金	8,933	8.5	歳入合計	1,319	100
6. 諸収入	6	0	6. 諸収入	22	0.0	科 目	歳出決算額	率(%)
7. 町債	22,500	39.6	歳入合計	103,950	100	1. 総務費	53	4.2
歳入合計	56,798	100	科 目	歳出決算額	率(%)	2. 保険料	818	65.7
1. 下水道費	41,160	93.4	1. 総務費	5,956	6.5	3. 保険給付費	375	30.1
2. 公債費	2,886	6.6	2. 保険給付費	85,696	93.2			
歳出合計	44,046	100	3. 諸支出金	211	0.2	歳出合計	1,246	100

納税の 無料相談

出張納税受付場所

日	時 間	場 所
22日	9:30~12	森寺集会所
	1:30~4	私市会館 永大集会所
23日	9:30~12	交野会館
	1:30~4	倉治公民館 郡津公民館
24日	1:30~4	星田慈光寺

※私部・天野が原のみなさんは、市役所内大和銀行窓口をご利用ください。

は、税理士会では、税理士記念日の行事として、税に関する無料相談を開くことになりました。お気軽にお越しください。

二月二十三日、午前十時から。
場所 福祉センター、枚方税務署、枚方納税協会、枚方商工会議所、各税理士事務所（私市大森正、野田庄逸、倉治南出照二、私部榎本稔）

固定資産税

課税台帳縦覧

四十七年度固定資産税の課税の基本となる固定資産税台帳の縦覧を行ないます。

〇 期間 三月一日から三月三十一日まで。

〇 時間 午前九時から午後五時まで。

〇 縦覧の結果、課税価格などについて不服がある場合は、三月一日から三十一日までの間に固定資産評価委員会に審査請求ができます。

〇 不審査 縦覧の結果、課税価格などについて不服がある場合は、三月一日から三十一日までの間に固定資産評価委員会に審査請求ができます。

二月は固定資産税 第四期分の納付月

二月は、本年度最後の固定資産税の納付月です。お忘れなく納期限までに納付してください。

納期限 二月二十九日
納付場所 市役所、星田出張所、指定金融機関（大和銀行）、別表の各出張納税所。

46年度上半期会計報告

— 苦しい水道事業 —

四十六年度上半期(四月から九月)の会計状況と業務の内容をみなさんにお知らせし、水道事業に対するご理解をいただきたいと思ひます。

上半期の収入合計は、七千四百四十六万六千円、これに対して支出は、七千八百七十二万九千円、この結果差し引き七百二十八万円の赤字となっております。給水状況についてみます

と、上半期で百五十八万六千六百mの水を配水、全人

庭に送っている水の単価は、一mあたり五十五円二

十八銭かかっていますが、みなさんの家庭からいただく料金は、三十八円七十八銭で一m給水すれば十六円五十銭損をしていることになっていきます。

口に対しての普及割合は八十八%になっていきます。現在、みなさんの家における急激な人口増加によって、給配施設の建設や改良

勘定科目	損益計算書		勘定科目	貸借対照表	
	借方	貸方		借方	貸方
(負債勘定)			(資産勘定)		
流動負債		42,994,793	固定資産	1,017,628,463	50,080,987
一時借入金		30,000,000	有形固定資産	1,009,134,263	
未払金		1,379,880	土地	46,732,104	
営業未払金		1,301,200	建物	80,977,534	
その他未払金		78,680	構築物	346,022,637	
前受金		5,300,000	機械及び装置	244,867,429	
営業前受金		5,300,000	車輻運搬具	2,049,650	
その他流動負債		6,314,913	工具器具及び備品	4,866,987	
預り金		1,201,274	減価償却引当金		50,080,987
預り諸税		75,118	建物減価償却引当金		1,218,259
預り有価証券		4,480,000	構築物減価償却引当金		24,857,397
その他預り金		4,860	機械及び装置減価償却引当金		22,411,068
下水道預り金		553,661	車輻運搬具減価償却引当金		697,695
(資本勘定)			工具器具及び備品減価償却引当金		896,568
資本金		842,872,712	建設仮勘定	283,617,922	
自己資本金		45,789,985	無形固定資産	8,194,200	
借入資本金		797,082,727	借地権	8,094,200	
企業債		797,082,727	電話加入権	100,000	
他会計借入金			投資資産	300,000	
剰余金		110,315,855	投資有価証券	300,000	
資本剰余金		107,775,688	流動資産	21,352,593	
工事負担金		103,136,938	現金預金	5,895,947	
受贈財産評価額		4,638,750	未収金	7,589,524	
利益剰余金		2,540,167	営業未収金	7,589,524	
減価積立金		980,445	貯蔵品	3,363,922	
建設改良積立金		1,559,722	貯蔵量水器	846,300	
			材料	2,517,622	
			前払金	23,200	
			営業前払金	23,200	
			その他流動資産	4,480,000	
			保管有価証券	4,480,000	
小計		996,183,360	小計	1,038,981,056	50,080,987

勘定科目	損益計算書	
	借方	貸方
(収益勘定)		
営業収益		70,941,150
給水収益		46,995,690
受託工事収益		2,917,872
その他の営業収益		21,027,588
営業外収益		504,820
受取利息及び配当金		144,960
雑収益		359,860
(費用勘定)		
営業費用	51,413,959	
原水及び浄水費	17,451,950	
配水及び給水費	7,864,449	
受託工事費	2,162,059	
総係費	10,623,922	
減価償却費	12,281,675	
有形固定資産減価償却費	12,048,675	
無形固定資産減価償却費	233,000	
その他営業費用	1,029,904	
営業外費用	27,315,302	
支払利息及び企業債取扱諸費	27,315,302	
上半期純損失		7,283,291
合計	78,729,261	78,729,261

業務状況 (4月～9月)

給水原価

科 目	金 額 (千円)	1m ³ 当りの 単価(円)	%
支 払 利 息	26,727	19.62	35.4
減価償却費	12,281	9.06	16.4
人 件 費	10,830	7.84	14.2
受 水 費	9,759	7.07	12.8
動 力 費	4,786	3.42	6.2
薬 品 費	2,341	1.62	3.0
修 繕 費	1,199	0.82	1.5
そ の 他	8,052	5.80	10.5
合 計	75,975	55.28	100

給水人口 32,529人
給水戸数 9,294戸
給水原価 55円28銭
供給価格 38円78銭
自己水原価 13円13銭
総配水量 1,586,610m³
有収水量 1,374,367m³
有収率 86.42%

市に対する要望苦情は

市民相談係へ

十一月の市制施行に伴い機構改革が行なわれ、新しく市長公室秘書課に市民相談係ができました。

短歌

市民相談係は、市役所二階東側にあります。
電話番号九二一〇二二二番(内線二三三)

節分寺警吏詰居る雑踏なか開運の札羽根生えて飛ぶ

一九三万という若き樹々晴れて今日成人となれる平和の中に

菊井 幽堂

森田 泰子
ゆづり合えついでに
雄雄鳥背戸の陽だまり紅梅の咲く

十一月の市制施行に伴い機構改革が行なわれ、新しく市長公室秘書課に市民相談係ができました。

を行ない、それに伴って政府等から多額の資金を借入れたため支払利息が大幅に増加しているためです。

老人医療給付

ことし一月一日から市内に住所を有する七十歳以上の人で、国民健康保険の被保険者または、各種社会保険の被扶養者、六十歳以上の一部の人の一部の人に対して、医療費の自己負担分を全額公費で負担していきます。

なお、医療給付を受けておられる人は、次の点に注意ください。

◎ 診療を受けるとき
医療証に健康保険証を添えて、医療機関の窓口へ出してください。

◎ 医療証が使用できなくなる場合
一、市外へ転出されたとき
一、生活保護を受けるようになったとき
一、健康保険の被保険者になったとき。(国民健康保険を除く)

◎ 届け出が必要な場合
一、氏名、住所が変わったとき
一、加入している健康保険の資格に異動があったとき

(例えば、国民健康保険の被保険者が社会保険の被扶養者になったとき)

国民年金の変更手続き

国民年金の手続きについて、次のような場合、国民年金手帳または、国民年金

- 国民年金に加入している人、又はこれから加入する人の場合
- ・国民年金に加入するとき。
 - ・他の年金制度の加入者でなくなったとき。
 - ・他の年金制度に加入したとき。
 - ・住所や氏名が変わったとき。
 - ・国民年金手帳を汚損したり失ったとき。
 - ・所得比例制に加入するとき。
 - ・保険料を納めるのが困難なとき。
 - ・障害年金、母子年金などが受けられるようになったとき。
 - ・加入者が亡くなったとき。
- 年金を受けている人の場合
- ・住所や氏名が変わったとき。
 - ・支払い機関を変えたいとき。
 - ・支払い通知書を失ったとき。
 - ・年金を受けている人が亡くなったとき。

引揚者特別交付金

国では、引揚者特別交付金を四十二年から支給しています。

この交付金は、終戦時の年令や在外年数などに応じて、一人最高十七万円から二万円まで支給されます。

対象者は、原則として外地に昭和二十年八月十五日(終戦日)まで引き続いて一年以上生活の本拠をもち終戦以後引き上げた人。

引揚者がこの法律施行日(四十二年八月一日)前に亡くなった場合、または引き揚げる前に外地で亡くなった場合、遺族の人か、配偶者、子、父母、孫でも請求できます。

思いがけない人が遺族や相続人としての権利がある場合も多くありますので、少しでも関係のある人は、福祉事務所でおたずねください。

請求は、ことし三月三十一日までです。

身障資金特別貸付

府身体障害者更生資金特別貸付制度ができました。

この制度は、身体障害者に対し、事業をあらたに始めたり、事業を近代化したり、また拡充するのに必要な資金を貸付けて、自立の助長促進と生活の安定をはかるためにつくられました。

申し込みができる人は、身体障害者手帳の交付を受けた二十歳以上で次の要件を備えている人です。

※府下(大阪市を除きます)に引き続き六か月以上居住している人(生活保護法に基づき被保護者・住民基本台帳に記録されていない人は除きます)。

※事業を営む場所が府下(大阪市内を含む)であること。

※事業を営むに必要な資金の融資を他から受けることが困難で、この資金の借入後二か月以内に事業に着手することが確実であること

※貸付金の償還が確実であると認められること。

貸付金額、貸付金の使途貸付期間・利息・償還方法、連帯保証人、申込み手続、申し込みに必要な書類等、詳しいことは福祉事務所、九二一〇二二(内線五〇一)、大阪社会福祉協議会、〇六七六二一九四七一、府民生部社会課、〇六九四一、〇三五一まで電話してください。

紙などは、できるだけ自家処理を

昨年十一月から各家庭のごみ収集の無料化(二部有料)を実施しましたが、最近特にごみの排出される量が増えています。

家庭から出る紙くずなど燃えるものは、できるだけ自家処理をしてください。

また、商店などでも多く

福祉住宅

申し込み受け付け中

府では、身体障害者(戦傷病者を含む)福祉住宅の申し込み受け付けをしています。

申し込み資格

- ・入居しようとする世帯のうち入居者もしくは同居し又は同居しようとする親族が、(一)戦傷病者にあつては、戦傷病者手帳を所有している者。(二)身体に障害がある者にあつては、身体障害者手帳を所有している者。
- ・月収から扶養親族一人につき五千円の割で差し引き、その残額が二万七千円以下であること。
- ・日本国籍を有する者。

現に府内に居住しているか、または職場があること。

・現に同居しているか、または同居しようとする親族で夫婦親子を中心とする二人以上の家族構成であること。

・保証人があること。

入居申し込みの受け付け期限
二月二十六日まで。

今回募集住宅
所在地 堺市岩室、豊田
岸和田市田治米町の三か所
申し込み問い合わせ
詳しくは、福祉事務所(福祉センター内)
電話九二一〇二二番、または、九一一六二四一番へ。

交野交通傷害保険に加入しましょう

掛金は、大人1年360円
子ども1年300円でいつでも加入できます。

申し込み
市民部生活環境課
電話 92-0121(内線126)

のごみを排出されますが、この場合、包装はなるべく小さくしてください。過大包装されますと、手数料が上る場合があります。

また、ごみ処理を申し込み、持参のうえ清掃課へお越しください。

お知らせ と お願い

職員募集

本市では、職員を募集しています。

職種 保母、看護婦、幼稚園教諭、事務職、消防職技術職(土木、建築)。

採用人員 いずれも若干名

受け付け期日 二月二十五日まで。

受験資格 申し込み先等

受験資格、必要書類等の

詳しいことは、総務課人

事係でおたずねください。

試験日 二月二十日、午前

九時三十分から。

わが家の 家計簿

体験談 募集中

家計簿体験記を募集しています。応募ください。

つけ始めた動機、記帳上の苦心、予算生活をした効果、物価高を家計簿でうまく乗り切った体験など。

○ 原稿の書きかた
四百字詰原稿用紙五枚以内。月別、項目別支出一覧表を添付。住所、氏名、職業、年令を明記。

○ 締め切り
二月二十九日(火)

○ 入選発表
六月中旬。

○ 送り先、問い合わせ
府庁畜推進委員会、(大阪市東区大手前二丁目、大阪府生活総務課内) 電話九四一〇三五一番。

俳句会 (互選)

日時 二月二十七日
午後一時から四時
まで。
場所 福祉センター
題 当季雑詠五句。
締め切り 二月二十日。

投句所 大字私部二八四八―一、辻本秋水へ。

互選句 大寺は落葉に

菩提子まぢりあり

中野 千鶴

ちらちらと

返り花あり雪柳

兼松かねよ

枯菊の

焚火に匂ふ暮の庭

厚主 一江

焼芋に

爪染めし手もよく伸びる
来る年の 岩堂 幾二
千支士鈴買ふ暮の町 山本 富子

新一年生の
就学届は
二月末までに

ことし四月に小学校へ入学する該当者は、昭和四十年四月二日から四十一年四月一日までに生れた者です。

該当者には、就学通知書を一月末に発送しましたが届かない場合は、教育委員会事務局へ申し出てください。

なお、二月末までに就学届をしてください。

二月末までに就学届をしてください。

糖尿病

講習会開催

第二回糖尿病患者協会北河内地区会が行なわれます。

現在市内に、糖尿病と戦

っておられる人が多くお

られます。この病気が、食

生が大事だと言われている

ので、患者さんをはじめ

家族の人たちに実際、目

みて理解を深め、一日も早

くなおつためらうため食

事などの講習を行います。

日時、二月十九日(土)午

後三時―五時。

場所、枚方保健所大会議室

善意銀行

だより

郡津、山形秀春さんから五万円の預託をいただきました。善意のご厚志深く感謝いたします。

統計調査員募集

本市では統計調査員を、次のとおり募集しています。

一、統計調査員 五名。

二、資格 十八歳から五十歳まで性別学歴及び経験の有無を問いません。

三、報酬 調査従事日数によって支給されます。

四、身分 調査員の身分は知事が任命する特別職の地方公務員です。

五、締め切り 二月二十九日。

詳しくは、企画課統計係 電話九二一〇―一二一(内線二三六)でおたずねください。

公害講演会

開催

広く府民に対して公害について知識を深めてい

野ねずみ駆除のためフラートルの毒エサを使用しますから危険です

実施場所
交野市内全域

実施期日
2月10日

立入禁止期間
2月11日から20日まで

注意
田んぼ畑などの立入り禁止、家畜の放し飼いはやめましょう

交野、磐船、星田、農業協同組合
交野市役所、経済課
交野市農業委員会



傘を返えして ください

交野桜サークルでは、昨年九月から京阪交野駅に雨の降ったとき困っている人が、自由に利用してもらえようにと三十本備え付けていましたが今では、五、六本しかありません。

もし、家庭などへ持ち帰りそのままにしておられる

児童扶養手当支給

この手当は、母子家庭あるいは父親が身体障害や長期病気の家庭で、児童の母、母親にかわってその児童を養育している人に支給されます。

申し込み問い合わせ
福祉事務所(福祉センター内) TEL 92-0121

人がおられましたら返えしてください。

また、みなさんで現在使われていない傘がありまして、箱の中へ入れみんなが利用できるよう、ご協力をお願いいたします。

交野の花

二月の花
やぶこうじ (やぶこうじ科)

「この雪の消える時にいざ行かな、山橋の実の光るも見む」(万葉・大伴家持)。この歌の山たちばなは今のやぶこうじで、雪の日交野の山裾を歩いてくださ

笹の根元に真赤な実をつけた十ミリ余りの可愛い木を、ごらんになるでしよう。これがやぶこうじでまんりよう(万両)、せんによう(千両)に



二月も末頃になると土手の上、島の畦、土塀の側に梅がほころびます。中でも磐船の「梅の木」は種々の伝説を今に残しています。

元来、梅は薬用として中国から渡来し、その純白の美はいたく万葉人の心をとらえて一九首の多くが歌われ国民の花とさえ、たたえられたのでした。「春されば先ず咲く宿の梅の花ひとり見つつや春日暮さむ山上憶良」

「吾妹子が植えし梅の樹見る毎に心咽せつつ涕し流る大伴旅人」雪の上に照れる月夜に梅の花折りて贈らむ愛しき兒も、大伴家持。

「蘭蕙」(親友の言葉は尊いもの)などの詞が生れたのでしよう。春蘭は殆んど日本全土に分布していますが、余り人目につかず草むらの中にそっと開き秘かに匂っているのも却って捨て難く二月の末から三月にかけて花盛りです。初冬の頃、磐船の山・竜王・交野の山々を歩くと南面の日当りよく少し乾燥した斜面の草むらにも、五ミリ余りのつぼみを持つた株が見つかることでは

用無(々々)といふ節があります。この「蘭蕙」について爾雅という本の中に「一幹一花にして香余り有る者を蘭」といって一幹数花にして香足らざる者を蕙という」とあります。近頃、いろいろと外国から派手な蘭が元来の日本産で蘭に該当するものに春蘭があり、意に当るものに寒蘭があり「蘭契和光」(美しい交野のこと)とか「同心うめ(いばら科)」

これをていねいに掘って鉢植えにしておきますと花のない冬のあなたの文机に年々美しい姿と香をただよわせてくれます。春蘭を掘り出かけて谷の(雪青郎)。春蘭や雨をふくみてうすみどり(久女)。この花を塩漬けにしておいで親しい友の訪れにお茶に浮かして差上げれば最高です。ぜひ、心にとめておきた交野の名花です。

二月も末頃になると土手の上、島の畦、土塀の側に梅がほころびます。中でも磐船の「梅の木」は種々の伝説を今に残しています。

現在、知恵遅れの子どもの達、幼児教室が、各市に出ています。このような子ども達に交野市内で幼児教室をぜひ開いてほしいという動きが交野市親の会から出て来ます。まだ、芽をふいたばかりですが、同じ障害を持つお母さんが集り

育所で皆と遊べない孤立しているといった問題に気付いた時です。こんな時、何よりもたよりになるのは同じ悩みを持つお母さん同志がお互いの悩みを話し合い子どもについて、より深い理解を仕合うことです。

大阪再発見 写真コンクール

大阪府では、「大阪再発見」例えば、「大阪の「自然」」「祭り」「行事」「風俗」「史跡」「文化財」「産業」「都市の景観」など案外見逃されている古い大阪や、変ぼうする大阪の姿などの写真コンクールの作品を募集しています。

大阪府では、「大阪再発見」例えば、「大阪の「自然」」「祭り」「行事」「風俗」「史跡」「文化財」「産業」「都市の景観」など案外見逃されている古い大阪や、変ぼうする大阪の姿などの写真コンクールの作品を募集しています。



泰平一家

お 知 ら せ

2/13 (日)		28 (月)	国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (10～3) 福祉センター (9:30～11) 倉治公民館
14 (月)		29 (火)	母子相談 (9～4) 福祉センター 国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (11～3) 星田出張所
15 (火)	三種混合接種1回目 (1:30～3) 梅が枝集会所 星田出張所 母子相談 (9～4) 福祉センター	3/1 (水)	
16 (水)	心配ごと相談 (2～4) 福祉センター 三種混合接種1回目 (1:30～3) 倉治公民館 巡回赤ちゃん検診 (1:30～3) 福祉センター	2 (木)	法律相談 (1～4) 福祉センター 母子相談 (9～4) 福祉センター
17 (木)	法律相談 (1～4) 福祉センター 人権相談 (1～4) 星田出張所 三種混合接種1回目 (1:30～3) 福祉センター、磐船保育所 母子相談 (9～4) 福祉センター	3 (金)	定例区長会議 (2～)
18 (金)	三種混合接種1回目 (1:30～3) 松塚集会所	4 (土)	母子相談 (9～11) 福祉センター
19 (土)	母子相談 (9～11) 福祉センター	5 (日)	
20 (日)		6 (月)	児童相談 (10～12) 福祉センター
21 (月)	児童相談 (10～12) 福祉センター	7 (火)	三種混合接種2回目 (1:30～3) 梅が枝集会所 星田出張所 母子相談 (9～4) 福祉センター
22 (火)	固定資産税第4期分納入 (9:30～12) 森・寺集会所 保健婦相談 (1～3) 福祉センター (1:30～4) 永大集会所、私市会館 母子相談 (9～4) 福祉センター	8 (水)	三種混合接種2回目 (1:30～3) 倉治公民館
23 (水)	固定資産税第4期分納入 (9:30～12) 交野会館 (1:30～4) 倉治、郡津公民館	9 (木)	三種混合接種2回目 (1:30～3) 福祉センター 磐船保育所 母子相談 (9～4) 福祉センター
24 (木)	固定資産税第4期分納入 (1:30～4) 星田慈光寺 母子相談 (9～4) 福祉センター 国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (9:30～11) 森・寺集会所	10 (金)	結婚相談 (1～3) 福祉センター 巡回赤ちゃん検診 (1:30～3) 星田公民館 三種混合接種2回目 (1:30～3) 松塚集会所
25 (金)	国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (1:30～3) 郡津公民館 (10～11) 私市会館	11 (土)	母子相談 (9～11) 福祉センター
26 (土)	母子相談 (9～11) 福祉センター	12 (日)	
27 (日)		13 (月)	
			※固定資産税第4期分納入、私部地区は市役所内 大和銀行窓口をご利用ください。 三種混合接種は、百日咳、ジフテリア、破傷風の 混合予防接種です。